

追 加 議 案 目 次

| (議案番号) | (案 件) | (頁) |
|----------|---|-----|
| 議案第 82 号 | 平成25年度盛岡市一般会計補正予算 (第 3 号) …………… | 1 |
| 議案第 83 号 | 盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例について…………… | 4 |
| 議案第 84 号 | 財産の取得について…………… | 6 |
| 議案第 85 号 | 財産の取得について…………… | 7 |
| 議案第 86 号 | 財産の取得について…………… | 8 |
| 議案第 87 号 | 財産の取得について…………… | 9 |
| 議案第 88 号 | (仮称) つなぎ多目的運動場整備工事に係る請負契約の締結について…………… | 10 |
| 議案第 89 号 | (仮称) 青山三丁目アパート新 1 号館建設 (建築主体) 工事に係る請負契 約の締結について…………… | 11 |

議案第 82 号

平成25年度盛岡市一般会計補正予算（第3号）

平成25年度盛岡市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20,320千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 103,819,719千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成25年6月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------|---------|-----------------|-------------|-----------------|
| 16 県支出金 | | 千円 5,683,299 | 千円 6,000 | 千円 5,689,299 |
| | 2 県補助金 | 2,648,701 | 6,000 | 2,654,701 |
| 19 繰入金 | | 880,220 | 14,320 | 894,540 |
| | 2 基金繰入金 | 867,883 | 14,320 | 882,203 |
| 歳入合計 | | 103,799,399 | 20,320 | 103,819,719 |

歳 出

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|---------|--------|-----------------|--------------|-----------------|
| 4 衛生費 | | 千円 8,200,198 | 千円 20,320 | 千円 8,220,518 |
| | 3 保健所費 | 2,644,570 | 20,320 | 2,664,890 |
| 歳 出 合 計 | | 103,799,399 | 20,320 | 103,819,719 |

議案第 83 号

盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例について
盛岡市職員給与支給条例等の一部を次のとおり改正するものとする。

平成25年6月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例
(盛岡市職員給与支給条例の一部改正)

第1条 盛岡市職員給与支給条例(昭和24年条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 11 平成25年7月から平成26年3月までの間における第7条第1項第1号及び第2号イに掲げる給料表の適用を受ける職員に対する給料月額は、第7条、第9条、第9条の2及び盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例附則第9項から第11項までの規定にかかわらず、これらの規定に基づき定められる額から、当該額に、当該職員に適用される次表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額に相当する額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、第4条に規定する給与(給料を除く。)の額及び第33条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額については第7条、第9条、第9条の2及び同条例附則第9項から第11項までの規定に基づき定められる額とし、盛岡市職員の退職手当に関する条例の規定による退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については第7条、第9条及び第9条の2の規定に基づき定められる額とする。

| 給料表 | 職務の級 | 割合 |
|-----------|----------|-----------|
| 行政職給料表 | 2級以下 | 100分の4.67 |
| | 3級から5級まで | 100分の7.67 |
| | 6级以上 | 100分の9.67 |
| 医療職給料表(2) | 2級以下 | 100分の4.67 |
| | 3級から5級まで | 100分の7.67 |
| | 6級 | 100分の9.67 |

(盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の一部改正)

第2条 盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例(昭和26年条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 31 平成25年7月から平成26年3月までの間における第4条に規定する給料月額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定に基づき定められる額から、当該額に100分の10を乗じて得た額に

相当する額を減じた額とする。ただし、第3条第1項に規定する給与（給料を除く。）及び同条第2項に規定する地域手当の額の算出の基礎となる給料月額については、第4条の規定に基づき定められる額とする。

（盛岡市教育長の給与等に関する条例の一部改正）

第3条 盛岡市教育長の給与等に関する条例（平成4年条例第84号）の一部を次のように改正する。
附則に次の1項を加える。

6 平成25年7月から平成26年3月までの間における第3条に規定する給料月額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定に基づき定められる額から、当該額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。ただし、第2条第1項に規定する給与（給料を除く。）の額の算出の基礎となる給料月額については、第3条の規定に基づき定められる額とする。

（盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第4条 盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第63号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

4 平成25年7月から平成26年3月までの間における、この条例の適用を受ける職員であって、第2条第1項の規定により任期を定めて採用されたものに対する給料月額は、第6条第1項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定に基づき定められる額から、当該額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(1) 別表に掲げる給料表の適用を受ける職員であって、その号給が1号給から4号給までのもの 100分の7.67

(2) 別表に掲げる給料表の適用を受ける職員であって、その号給が5号給以上のもの及び第6条第3項の規定による給料月額を受ける職員 100分の9.67

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

平成25年7月から平成26年3月までの間における一般職の職員及び常勤の特別職の職員の給料月額の減額措置を講じようとするものである。

議案第 84 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

平成25年6月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 取得する財産

| 種 別 | 名 称 | 数 量 | 取得予定価格 |
|-----|------------|-----|-------------|
| 車 両 | 小型ロータリー除雪車 | 2 台 | 43,470,000円 |

2 取得の方法 買入れ

3 取得の相手方 盛岡市津志田西二丁目3番13号

株式会社KCMJ盛岡営業所 所長 佐 藤 千 昭

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 85 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

平成25年6月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 取得する財産

| 種 別 | 名 称 | 数 量 | 取得予定価格 |
|-----|------------|-----|-------------|
| 車 両 | 小型ロータリー除雪車 | 2 台 | 43,260,000円 |

2 取得の方法 買入れ

3 取得の相手方 盛岡市津志田西二丁目3番13号

株式会社KCMJ盛岡営業所 所長 佐 藤 千 昭

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 86 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

平成25年6月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 取得する財産

| 種 別 | 名 称 | 数 量 | 取得予定価格 |
|-----|------------|-----|-------------|
| 車 両 | 小型ロータリー除雪車 | 1 台 | 21,525,000円 |

2 取得の方法 買入れ

3 取得の相手方 盛岡市津志田西二丁目3番13号

株式会社KCMJ盛岡営業所 所長 佐 藤 千 昭

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 87 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

平成25年6月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 取得する財産

| 種 別 | 名 称 | 数 量 | 取得予定価格 |
|-----|----------|-----|-------------|
| 車 両 | 凍結防止剤散布車 | 2 台 | 30,817,500円 |

2 取得の方法 買入れ

3 取得の相手方 盛岡市みたけ四丁目33番12号

株式会社青工盛岡支店 支店長 我 満 和 美

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 88 号

(仮称) つなぎ多目的運動場整備工事に係る請負契約の締結について

(仮称) つなぎ多目的運動場整備工事について次により請負契約を締結するものとする。

平成25年6月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 契約工事の名称 (仮称) つなぎ多目的運動場整備工事
- 2 契約の方法 総合評価落札方式一般競争入札
- 3 契約の金額 金 220,500,000円也
- 4 契約の相手方 鹿島道路株式会社盛岡営業所 所長 齋 藤 亮

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 89 号

(仮称) 青山三丁目アパート新 1 号館建設 (建築主体) 工事に係る請負契約の締結について

(仮称) 青山三丁目アパート新 1 号館建設 (建築主体) 工事について次により請負契約を締結するものとする。

平成25年 6 月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 契約工事の名称 (仮称) 青山三丁目アパート新 1 号館建設 (建築主体) 工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 金 450,450,000円也
- 4 契約の相手方 樋下建設・篠村建設特定共同企業体
構成員 樋下建設株式会社 代表取締役 樋 下 光
構成員 篠村建設株式会社 代表取締役 篠 村 光 利

提案理由

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第96条第 1 項第 5 号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (昭和39年条例第15号) 第 2 条の規定に基づき, 議会の議決を求めるものである。